

一般競争入札に関する公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年1月15日

支出負担行為担当官

岐阜労働局総務部長 小宮山 彰浩

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和7年度庁舎機械警備業務委託（岐阜労働総合庁舎外9箇所）

(2) 調達内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 入札方法

入札金額は総価で行い、落札者の決定は最低価格落札方式をもって行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額（円未満の端数切り捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 政府電子調達システム（GEPS）（以下「電子調達システム」という。）の利用

本案件は、電子調達システムで行うことを原則とするが、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式によることができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）が、東海・北陸地域において、「役務の提供等」「建物管理等各種保守管理」で、A、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生年金保険 イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ウ 船員保険

エ 国民年金 オ 労働者災害補償保険 カ 雇用保険

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受領している場合には、この限りではない。

(9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先等

〒500-8723

岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階

岐阜労働局 総務部 総務課 会計第一係

電話：058-245-8101 内線 123

- (2) 入札説明書の交付方法
上記(1)の交付場所又は岐阜労働局ホームページにおいてダウンロードが可能である。
- (3) 入札説明書の交付期間
令和7年1月15日(水)から令和7年2月5日(水) 17時00分まで
- (4) 入札説明会
本入札に係る説明会は随時実施する。
- (5) 入札参加申込書等の受領期限及び提出場所
令和7年2月14日(金) 正午まで (1)の場所
- (6) 入札書等の受領期限及び提出場所
令和7年2月17日(月) 正午まで (1)の場所
- (7) 開札の日時及び場所
令和7年2月17日(月) 14時00分 (1)の場所

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を、指定する期日までに提出しなければならない。
入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書等、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書等、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書等は無効とする。
また、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
なお、契約書の締結は、電子契約によることを原則とするが、格別の事情がある者は、支出負担行為担当官に書面による申請のうえ、紙による契約書を締結することができる。
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約関係書類
担当者等から提出される見積書や入札書、請求書等の契約手続きに必要な書類(以下「契約関係書類」という。)については、事業者としての決定であること。
押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。
- (8) その他
詳細は入札説明書による。

以上公告する。

入 札 説 明 書

令和7年度庁舎機械警備業務委託（岐阜労働総合庁舎外9箇所）

厚 生 労 働 省

岐 阜 労 働 局

入札説明書等受領書

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入のうえ、メール又は郵送にてご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしくお願いいたします。

岐阜労働局 総務部 総務課 会計第一係 浅野 あて

gifukyoku-kaikei123@mhlw.go.jp

〒500-8723 岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階

(Tel:058-245-8101)

入札案件名	令和7年度庁舎機械警備業務委託（岐阜労働総合庁舎外9箇所）		
入札説明書受領日 （ダウンロード日）	令和	年	月 日
事業所名			
事業所所在地			
担当者名			
電話番号			
メールアドレス			
入札参加方式	<input type="checkbox"/> 電子調達システム	<input type="checkbox"/> 紙入札	
備考			

※ 本受領書は、仕様の変更や質疑等に関する回答を行う場合等、連絡先の確認のために使用します。

※ 本票を提出した後、入札参加を辞退する場合は、特に手続きは必要ありませんが、後日辞退の理由をお伺いする場合があります。

岐阜労働局の一般競争入札に係る入札公告（令和 7 年 1 月 15 日付け）に基づく入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 岐阜労働局 総務部長 小宮山 彰浩

2 調達内容

(1) 件名

「令和 7 年度庁舎機械警備業務委託（岐阜労働総合庁舎外 9 箇所）」

(2) 仕様

仕様書による。

(3) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

支出負担行為担当官が指定する場所

(5) 入札方法

落札者の決定は、一般競争入札（最低価格落札方式）をもって行う。

ア 入札者は、調達件名の請負価格のほか、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

ウ 現在設置してある機械警備システムと別の機械警備システムを使用する場合は、入札仕様書の内容のものを令和 7 年 4 月 1 日の警備開始時間までに設置できる体制を有していること。ただし、機械警備システムが期限内に設置できない場合は人的警備等で対応できる体制を有し、機械警備と同等の警備を間断なく行うこと。なお、新設する機械警備システム設置費用、既設機械警備システム撤去開始から新設機械警備システム設置終了までの期間における機械警備に代わる警備（人的警備等）の費用については受託者の負担とするため、入札金額にはこれらの費用を機械警備保守業務委託金額に加算して入札すること。

(6) 入札方式

本件は、政府電子調達システム（GEPS）（以下、「電子調達システム」という。）にて執行することを原則とするが、特段の事情がある者は、「電子入札案件の紙入札方式による参加について」【様式 5】による申請のうえ、紙入札方式により参加することができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金

免除

3 競争参加資格

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）が、東海・北陸地域において、「役務の提供等」「建物管理等各種保守管理」で、A、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - オ 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険

※ 各保険料のうち、オ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合であつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により、行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※ 労働基準関係法令については以下のとおり。
労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

4 入札参加申込書等の提出等

この入札に参加する者は、次に従い、提出期限までに書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 入札参加申込書【様式1】
 - イ 3（3）の競争参加資格審査結果通知書（写）
 - ウ 競争参加資格等に係る申告書【様式2】
 - エ 電子入札案件の紙入札方式による参加について【様式5】（紙入札による入札参加者のみ）

オ 会社履歴書又はこれに類する書類（例：会社概要、パンフレット）

カ 誓約書【様式7】

(2) 提出期限

令和7年2月14日（金） 正午

(3) 提出場所

〒500-8723

岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階

岐阜労働局 総務部 総務課 会計第一係

電話：058-245-8101

(4) 提出方法

持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子調達システムにより提出すること。

(5) 提出するに当たっての注意事項

ア 開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

イ 提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更または取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

ウ 虚偽の記載をした書類は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

5 入札に関する質問

当該入札に関する質問がある場合には、次に従い、書類を提出すること。

(1) 提出書類

質問書【様式6】

(2) 提出期限

令和7年2月6日（木） 17時00分

(3) 提出方法

4（3）の場所に持参又は郵送により提出すること。

(4) 質問に対する回答は、すべての入札説明書配布者に対して令和7年2月7日（金）17時00分までにメール等により回答するものとする。

6 入札書の提出場所等

本件入札は電子調達システムにより行う。入札は、システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、紙による入札の参加を希望する場合は、上記4（2）までに【様式5】を提出すること。

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムによる場合

ア 入札書の提出期限

令和7年2月17日（月） 正午

（通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、余裕をもって行うものとする。）

イ 入札書の提出方法

電子調達システムにより、入札金額を送信するとともに、入札内訳書【様式3-2】又はこれに類する任意の様式をスキャナ等により電子データ化し、電子調達システムにより送信すること。

(2) 紙による場合

ア 入札書の受領期限

令和7年2月17日（月） 正午

（郵送の場合は受領期限の前日までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。）

イ 入札書の提出場所

上記4（3）に準ずる。

ウ 入札書の提出方法

入札書を【様式3-1】の様式にて作成、及び入札内訳書を【様式3-2】又はこれに類する任意の様式により作成し、イの場所に持参又は郵送すること。

直接に提出する場合は封筒に入れ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 岐阜労働局総務部長殿）及び「令和7年2月17日開札〔令和7年度機械警備業務委託（岐阜労働総合庁舎外9箇所）〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「令和7年2月17日開札〔令和7年度機械警備業務委託（岐阜労働総合庁舎外9箇所）〕の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記4（3）あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、FAX、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札の無効

次のいずれかの一に該当する入札は無効とする。

ア 入札者が同一事項に対し、2以上の入札を行ったとき

イ 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理人を兼ねたとき

ウ 入札に関し、談合等の不正行為があったとき

エ 入札書の記載事項の確認ができないとき

オ 入札書に記名がないとき（ただし、紙入札の場合のみ。）

カ 入札書の入札価格に錯誤があったとき（ただし、入札者に重大な過失があった場合を除く。）

キ 入札参加資格を有しない者が入札したとき

ク 入札に参加した者が、誓約書【様式7】を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき

ケ その他入札説明書の条項に違反したとき

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(5) 代理人による入札

ア 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。また、技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子調達システムによる入札においては、復代理人による応札は認めない。

イ 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札書提出時に委任状【様式4】を提出しなければならない。

ウ 委任状の日付は、提出日を記入すること。

エ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

7 開札

(1) 開札の日時及び場所

日 時：令和7年2月17日（月） 14時00分

場 所：岐阜労働局 総務部 総務課 会計第一係

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

開札は、入札者又はその代理人は立ち会わず、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(4) 再度入札等の取扱

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、予決令第82条の規定による再度入札又は予決令第92条の規定による再度公告入札若しくは予決令第99条の2の規定による随意契約を行うことがある。

なお、予決令第82条の規定による再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。

また、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

8 落札者の決定方法

一般競争入札（最低価格落札方式）とする。

(1) 本入札説明書6に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある

と認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

- (3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムにおいて「電子くじ」を実施し、落札者を決定するものとする。紙による入札者等又はその代理人等は、紙で入札書を提出する際に、電子くじ番号（任意の3桁の数字）を併せて記載するものとする。
- (4) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

9 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 機械警備計画書

この一般競争に参加する者は、機械警備計画書（警備プランニング）を令和7年2月10日（月）12時00分までに提出しなければならない。なお、上記計画書は、本入札説明書別冊図面を参考に、庁舎ごとに設置設備及び機器の名称・個数・設置場所を記した平面図及び系統図を作成することとする。

- (3) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書の締結は、電子契約によることを原則とするが、格別の事情がある者は、「紙による契約書を締結することについて」【様式8】による申請のうえ、紙による契約書を締結することができる。

ただし、入札参加申込み時に4（1）エ「電子入札案件の紙入札方式による参加について」【様式5】を提出している者は、【様式8】を要することなく紙による契約書の締結を可能とする。

なお、紙による契約書を締結する者は、次の「ウ」～「オ」によることとする。

ウ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

エ 上記ウの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

オ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

- (4) 支払条件

契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

- (5) 入札説明会

本入札に係る説明会は随時実施する。

(6) 契約関係書類

ア 担当者等から提出される見積書や入札書、請求書の契約手続に必要な書類（以下「契約関係書類」という。）については、事業者としての決定であること。

イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

(7) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとします。

(8) 契約締結日について

契約締結日は令和7年4月1日とする。ただし、契約締結日までに令和7年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に 対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

10 電子調達システムの利用について

電子調達システムの利用方法のほか、障害が発生した場合や操作等に疑問点がある場合は、下記ホームページ及びヘルプデスクに確認すること。ただし、申請書類、応札の締切時間が切迫しているなど、緊急を要する場合には、前記4（3）に連絡すること。



[https:// www.p-portal. go. jp /](https://www.p-portal.go.jp/)

ヘルプデスク 電話 : 0570-000-683

書 式 等

- 様式 1 入札参加申込書
- 様式 2 競争参加資格等に係る申告書
- 様式 3 - 1 入札書
- 様式 3 - 2 入札内訳書
- 様式 4 委任状
- 様式 5 電子入札案件の紙入札方式による参加について
- 様式 6 質問書
- 様式 7 誓約書
- 様式 8 紙による契約書を締結することについて

入札参加申込書

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加について、会計法令、入札説明書を承諾のうえ入札参加を申し込みます。

また、当社が落札した際は、岐阜労働局との契約に支障が生じないように、貴殿が指定する内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

- 調達案件名 : 「令和7年度庁舎機械警備業務委託（岐阜労働総合庁舎外9箇所）」
- 開札日 : 令和7年2月17日
- 提出書類

- 入札参加申込書【様式1】
- 競争参加資格審査結果通知書（写）
- 競争参加資格等に係る申告書【様式2】
- 電子入札案件の紙入札方式での参加について【様式5】（紙入札による入札参加者のみ）
- 会社履歴書又はこれに類する書類（例：会社概要、パンフレット）
- 誓約書【様式7】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

競争参加資格等に係る申告書

下記内容について申告いたします。

なお、この申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

記

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定（裏面参照）に該当しないこと。
- (2) 直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないこと。
また、当該保険料の納付事実を確認するための関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約する。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められること。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (7) 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- (8) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (9) 前記(5)から(8)について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条

一般競争参加者の資格

(一般競争に参加させることができない者)

第 70 条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき 会計法第 29 条の 3 第 1 項の競争 (以下「一般競争」という。) に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第 71 条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 1 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 2 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 3 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 4 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 7 この項 (この号を除く。) の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第 2 項 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

代理人氏名

下記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

記

件名 : 令和7年度庁舎機械警備業務委託（岐阜労働総合庁舎外9箇所）

¥ _____ . _____

電子くじ番号

--	--	--

※ 3ケタの電子くじ番号（000～999）を記入

※ 代理人が入札書を持参して入札する場合は、代理人の記名及び委任状【様式4】が必要。

入札内訳書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岐阜労働局総務部長 殿

所在地

会社名

代表者氏名

別紙入札書に記載した入札金額の内訳は下記のとおりになります。

記

物件番号	対象物件(所在地)	警備委託料		機器の設置工事費等(B)	入札価格(A)+(B)
		月額(円)	年額(円)(A)		
1	岐阜労働総合庁舎 (岐阜市五坪1-9-1)	監督署3F			
		安定所1.2F			
2	大垣労働基準監督署 (大垣市藤江町1-1-1)	監督署1.2F			
3	大垣公共職業安定所 (大垣市藤江町1-1-8)	安定所1.2F			
4	大垣公共職業安定所揖斐出張所 (揖斐郡揖斐川町極楽寺字村前95-1)	安定所1.2F			
5	高山労働基準監督署 (高山市花岡町3-6-6)	監督署1.2F			
6	多治見労働総合庁舎 (多治見市音羽町5-39-1)	監督署3F			
		安定所1.2F			
7	関労働基準監督署 (関市西本郷通3-1-15)	監督署1.2F			
8	関公共職業安定所 (関市西本郷通4-6-10)	安定所1.2F			
9	恵那合同庁舎 (恵那市長島町正家1-3-12)	防衛省3F			
		監督署2F			
		安定所1F			
10	美濃加茂公共職業安定所 (美濃加茂市深田町1-206-9)	安定所1.2F			
合計(入札価格)					

* 入札価格は、消費税等を含まない金額等を記入すること。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

私は、(代理人氏名) _____ を代理人と定め、下記
事項の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項) 件名：令和7年度庁舎機械警備業務委託（岐阜労働総合庁舎外9箇所）

※ 代理人が入札書を持参して入札する場合は、代理人の記名が必要。

電子入札案件の紙入札方式による参加について

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

貴局発注の下記入札案件について、政府電子調達システム(GEPS)を利用して参加できないので、紙入札方式による参加をします。

記

1 入札案件名

「令和7年度庁舎機械警備業務委託（岐阜労働総合庁舎外9箇所）」

2 政府電子調達システム(GEPS)での参加ができない理由

() 電子調達システムで参加する手続きが完了していないため

() その他 (具体的に記入)

3 電子入札への対応予定時期

() 令和 年 月頃

() その他 (具体的に記入)

質 問 書

令和 年 月 日

件 名： 令和7年度庁舎機械警備業務委託（岐阜労働総合庁舎外9箇所）

提出期限： 令和7年2月6日（木） 17時00分

事業所名		担当者	
電話番号		メールアドレス	

質問内容

※ 質問がある場合のみ提出すること。

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1及び下記2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日を裏面に記載又は任意の様式により添付すること。

紙による契約書を締結することについて

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

貴局発注の下記入札案件について、政府電子調達システム(GEPS)を利用して契約書の締結を電子契約によることができないことから、紙による契約書を締結します。

記

1 入札案件名

令和7年度庁舎機械警備業務委託（岐阜労働総合庁舎外9箇所）

2 政府電子調達システム(GEPS)による電子契約を締結できない理由

() (具体的に記入)

3 電子契約への対応予定時期

() 令和 年 月頃
() その他 (具体的に記入)

※ 本様式については、入札を電子により応札し、かつ、落札した者が、紙による契約書の締結を申請する場合に提出してください。

契約書(案)

- 1 件名 令和7年度庁舎機械警備業務委託(岐阜労働総合庁舎外9箇所)
- 2 履行場所 支出負担行為担当官が指定する場所
- 3 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- 4 契約金額 金〇〇〇〇〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇〇〇〇円)
内訳は別添一覧表のとおりとする。
取引に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額とする。
本契約により業務を開始した日又は、本契約が終了した日が月の途中である場合、その月の業務委託料は別添一覧表の金額をその月の日数で除して得た金額にその月の業務を提供した日数を乗じて得た額とする。
- 5 契約保証金 免除

上記契約(以下「業務」という。)について、支出負担行為担当官 岐阜労働局総務部長 小宮山 彰浩(以下「甲」という。) と 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岐阜市金竜町5丁目13番地
支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 小宮山 彰浩 ⑨

乙

⑨

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、別添「警備対象物件一覧表及び契約金額内訳」（以下「一覧表」という。）に定める警備対象物件について、仕様書の「業務の内容」に定める業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第5条 乙は各月末及び業務完了後、甲の指定する検査職員に報告し、検査を受けなければならない。

- 2 甲の指定する検査職員は、契約履行状況について、報告を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 乙は、業務終了時の検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。
- 4 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。
- 5 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第6条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(遅滞料)

第7条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

(納期の無償延期)

第8条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めるときは、遅滞料を免除して履行期限の延期を許すことができる。

(契約金額の支払)

第9条 乙は、第5条に規定する検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを、「官署支出官 岐阜労働局長」に請求するものとする。なお、消費税相当額を算出する際に生じた1円未満の端数については、切り捨てとする。

2 甲は、乙より適法な支払請求書を受領した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第10条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額(円未満切捨)を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(事情変更)

第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙で協議して書面により定めるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 第8条の規定により延期が認められた場合を除き、履行期限に合格品の受渡を終了しないとき。

- (2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
 - (3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
 - (5) 第26条の規定に違反したとき。
- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。
- 5 乙が第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 6 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(損害賠償)

- 第14条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、本契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第15条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
 - (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申告書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (4) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3

項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

- 3 乙は、第1項第3号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第16条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- （1） 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- （2） 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- （3） 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- （4） 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- （5） 前条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（属性要件に基づく契約解除）

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第19条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第20条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第21条 甲は、第13条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項、第24条及び第31条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第13条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項、第24条及び第31条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 22 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第 23 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第 24 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- （1） 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- （2） 乙が本契約締結以前に甲に提出した、競争参加資格等に係る申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- （3） 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第 1 号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第 25 条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 乙が第 1 項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（秘密の保持）

第 26 条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た事実を第三者に漏らし、又は本契約の目的以外に利用してはならない。

（個人情報の取扱い）

第 27 条 乙は、本契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を他に漏らしてはならない。

2 乙は、個人情報の漏えい防止のため、責任者を定め、本契約に係る個人情報の取扱いに従事する者

に関して、適切な措置を講じなければならない。

- 3 乙は、本契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに、本契約による目的以外のために使用又は第三者に提供してはならない。
- 4 乙は、本契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を当該契約による目的以外のために甲の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。作業の必要上甲の承諾を得て複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。
- 5 乙が、本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、本契約の終了等の後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 6 乙は、個人情報の漏えい等安全確保のうえで問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、被害状況等について、速やかに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告するとともに、甲の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 甲は、必要と認めるときは、乙に対し個人情報の管理状況について検査を行うことができることとする。

(監査)

第28条 甲は、乙に対して仕様書等に定める情報セキュリティ対策に関する監査を行うことができる。

- 2 甲は、前項に規定する監査を行うため、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。
- 3 甲は、第1項に規定する監査の結果、乙の情報セキュリティ対策が厚生労働省の定める基準を満たしていないと認められる場合は、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。
- 4 乙は、前項の規定による甲の求めがあったときは、速やかに、その是正措置を講じなければならない。
- 5 前各項の規定は、乙の下請負者について準用する。ただし、第3項に規定する甲が行う是正のための求めについては、乙に対し直接行うものとする。
- 6 乙は、甲が乙の下請負者に対し監査を行うときは、甲の求めに応じ、必要な協力をしなければならない。

(事故等発生時の措置)

第29条 乙は、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

- 2 次に掲げる場合において、乙は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。
 - (1) 保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン（以下「サーバ等」という。）に悪意のあるコード（情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピューターウイルス及びスパイウェア等をいう。以下同じ。）への感染又は不正アクセスが認められた場合
 - (2) 保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のネットワークに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合

- 3 第1項に規定する事故について、それらの疑い又は事故につながるおそれのある場合は、乙は、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。
- 4 前3項に規定する報告のほか、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念について乙の内部又は外部から指摘（報道を含む。）があったときは、乙は、当該可能性又は懸念の真偽を含む把握し得る限りの全ての背景及び事実関係の詳細を速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 前各項に規定する報告を受けた甲による調査については、前条の規定を準用する。
- 6 乙は、第1項に規定する事故が本契約に与える影響等について調査し、その後の措置について甲と協議しなければならない。
- 7 第1項に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、前項に規定する協議の結果、とられる措置に必要な費用は、乙の負担とする。
- 8 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

（契約履行後における乙の義務等）

第30条 第28条及び第29条の規定は、契約履行後においても準用する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りでない。

- 2 甲は、契約履行後における乙に対する保護すべき情報の返却、提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない場合は、乙に保護すべき情報の破棄を求めることができる。
- 3 乙は、前項の求めがあった場合において、保護すべき情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて甲に協議を求めることができる。

（納品物が契約の内容に適合しない場合の措置）

第31条 甲は、第5条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求ことができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- （1） 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引き渡しを行うこと
 - （2） 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
 - 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合には、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

（労働関係法令の遵守）

第32条 乙又は下請負人は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託事務の履行の確保に支障が生ずることがないよう十分配慮すること。

(再委託)

第 33 条 乙は、業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

- 2 乙は、再委託する場合には、様式 1 により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が 50 万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第 34 条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第 2 項ただし書に該当する場合を除き、様式 2 の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第 35 条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式 3 の履行体制図を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、様式 3 の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式 4 により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
 - (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合
 - (3) 契約金額の変更のみの場合
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(紛争または疑義の解決方法)

第 36 条 本契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第 37 条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第 10 条、第 13 条第 2 項、第 14 条、第 16 条、第 19 条、第 21 条、第 25 条、第 26 条、第 31 条、第 36 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

契約書様式3

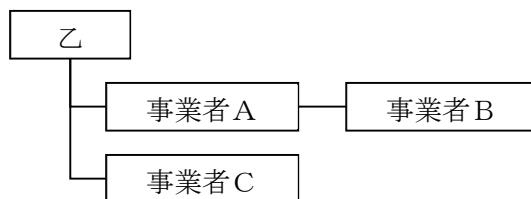
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第 35 条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

庁舎機械警備対象物件一覧表及び契約金額内訳

物件番号	対象物件(所在地)	金額内訳(円)	備考
1	岐阜労働総合庁舎 (岐阜市五坪1-9-1)	監督署3F	(月額) 円×12ヶ月
		安定所1.2F	
2	大垣労働基準監督署 (大垣市藤江町1-1-1)	監督署1.2F	(月額) 円×12ヶ月
3	大垣公共職業安定所 (大垣市藤江町1-1-8)	安定所1.2F	(月額) 円×12ヶ月
4	大垣公共職業安定所揖斐出張所 (揖斐郡揖斐川町極楽寺字村前95-1)	安定所1.2F	(月額) 円×12ヶ月
5	高山労働基準監督署 (高山市花岡町3-6-6)	監督署1.2F	(月額) 円×12ヶ月
6	多治見労働総合庁舎 (多治見市音羽町5-39-1)	監督署3F	(月額) 円×12ヶ月
		安定所1.2F	(月額) 円×12ヶ月
7	関労働基準監督署 (関市西本郷通3-1-15)	監督署1.2F	(月額) 円×12ヶ月
8	関公共職業安定所 (関市西本郷通4-6-10)	安定所1.2F	(月額) 円×12ヶ月
9	恵那合同庁舎 (恵那市長島町正家1-3-12)	防衛省3F	(月額) 円×12ヶ月
		監督署2F	
		安定所1F	
10	美濃加茂公共職業安定所 (美濃加茂市深田町1-206-9)	安定所1.2F	(月額) 円×12ヶ月
合 計			/

仕 様 書

1 件名

令和7年度庁舎機械警備業務委託（岐阜労働総合庁舎外9箇所）

2 契約委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 警備の目的

別紙一覧表に記載の建物（以下「庁舎」という。）及びその庁舎内にある動産における火災及び盗難等を防止するとともに、違法・不当な行為を排除し、もって同庁舎の円滑な運営に寄与することを目的とする。

4 警備基準時間

警備基準時間は、原則として次のとおりとする。

- （1）平日は17時15分から翌日8時30分まで（開庁時間延長施設については、業務終了後から）
- （2）土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は終日（ただし、開庁する庁舎については、開庁時間を除く）
- （3）上記（1）及び（2）によらず、職員の勤務日、勤務時間の変更もしくは振替えを行う場合は、それに伴い警備担当時間を変更する。

5 警備実施時間

- （1）警備基準時間において、庁舎が無人の状態にあるときとする。
- （2）警備受託者（以下「乙」という。）の監視センター（以下「監視センター」という。）において、警報装置作動開始の信号を受けたときに始まり、警報装置作動解除の信号を受けたときに終わる間の時間とする。
ただし、火災の警報は終日監視とする。

6 警備の方法

（1）機械警備方式

本件仕様書における「機械警備」とは、庁舎に設置した警備業務用装置（以下

「警備装置」という。)が、発生した異常事態を監視センターに自動的に通報し、乙の警備員が庁舎に急行し行う警備活動をいう。

(2) 警備装置の機能

- イ 施設のドア、窓ガラス等の開閉又は破損を感知する機能
- ロ 火災発生を感知する機能
- ハ 金庫盗難を感知する機能
- ニ 警備装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
- ホ 機械警備の開始、解除の操作を行う機能
- ヘ 監視センターに異常等の信号を送信する機能
- ト 一般公衆回線が使用中の場合、強制切断して警報信号を送信する機能

7 警備の任務

- (1) 不審者及び不法行為者の早期発見と措置
- (2) 庁舎の異常発見及び通報並びに緊急措置
- (3) 火災の早期発見
- (4) 盗難の早期発見と阻止
- (5) 警備装置類の正常動作確認及び監視並びに異常発生時の措置
- (6) 機械警備システム用に庁舎に設置された異常感知装置及び自動通報装置等の点検操作
- (7) その他不測の事態の防止と阻止
- (8) その他警備委託者（以下「甲」という。）側の要望事項

8 服務等

- (1) 乙は、業務に従事する者（以下「従事者」という。）の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。
- (2) 甲は、従事者が不相当と認めたときは、乙に対して従事者の交替を求めることができる。

9 警備実施要領

- (1) 乙は、警備業法ほか警備業務関連法規を遵守し、機械警備を実施するものとする。
- (2) 乙は、警備業務を行うに先立ち、その従事者の中から警備遂行上必要な知識及

び技能並びに資格等を有し、かつ、他の従事者の指揮監督及び労務管理並びに岐阜労働局が指定する職員（以下「指定職員」という。）との業務連絡及び調整の任に当たる適した者（以下「責任者」という。）を1名選出し指定職員に届け出るものとする。

業務の円滑な運営を図るため、責任者は指定職員と連絡を密にし、警備の万全を期すること。

- (3) 甲は、本件機械警備を実施するに当たり、各庁舎の管理を担当し、本件に関する事務を処理する連絡責任者を庁舎ごとに定め、これを乙に通知する。
- (4) 乙は、警備の実施に当たり、警備装置の配置平面図を甲の連絡責任者に提出するとともに、本件業務に係る警備責任者を定め、甲及び連絡責任者に通知するものとする。
- (5) 警備装置類は発生した異常事態を監視センターに自動的に通報する機能を有するものとする。
- (6) 発生した異常事態が侵入盗難に関わる場合、その事態を阻止するための最適な措置を速やかに講じることを目的として、主たる異常感知装置は発生した異常事態の詳細についての的確かつ迅速に監視センターに通報する。その手段として、警備装置類は発生した異常事態を映像により感知するとともにその映像及び音声を監視センターにて記録する機能及び異常を感知した警報装置を特定できる機能を有するものとする。
- (7) 監視センターでは、庁舎からの異常信号、映像データまたは音声により不審者、不法行為者を確認したときは、音又は音声による警告を行う。
- (8) 監視センターでは警報受信機を常時監視し、庁舎に異常が生じたことを感知したときは、その異常の状況を的確かつ迅速に判断し、庁舎の安全を維持するための最良の措置を実施する。乙の巡回警備員の出動が必要と判断した場合は、異常の受信のときから概ね25分を目処に当該現場に警備員を到着させるとともに、必要事項を指示するものとする。
- (9) 監視センターでは異常事態の確認の結果、必要と認めたときは、あらかじめ届け出を受けた甲の連絡責任者へ電話にて緊急連絡するとともに必要に応じて所轄の消防署及び警察署に通報することとする。
- (10) 乙の巡回警備員は、監視センターと連絡を密にし、監視センターの指示に基づき庁舎の異常事態に的確に対処し警備目的を達成するものとする。また、庁舎に到着した乙の巡回警備員は異常事態の確認後、その拡大防止措置をとり監視セン

ターにその状況を報告するものとする。

- (11) 庁舎の最終退出者は、防火、防犯（施錠確認など）、その他の事故防止上必要な措置を行い、警備システムを「ON（警戒）」の状態とし退出する。これにより警備開始とする。

庁舎の最先出勤者は、庁舎入館時に警備システムを「OFF（警戒解除）」の状態にして入館する。これにより警備を終了する。

ただし、火災の警報は終日監視とする。

10 警備装置

警備装置については、以下と同等の機能を有するものとする。

設置する装置の数量及び場所については、別表「設置機器数量表」を参考に現在実施している機械警備と同じレベルの警備を行えるよう警備装置を設置することとする。（詳細は下記14のとおり）。

- (1) 別表の「設置機器数量表」に示す警備装置類等を用いて監視センターにおいて不法侵入及び火災の発生等の遠隔監視を行う。

使用する回線は万一その回線が切断された場合でも監視センターにおいて認知できる機能を有するものとする。

- (2) 各庁舎の職員による機械警備システムの操作運用（機械警備のON（警戒）及びOFF（警戒解除））においては、容易な複製が不可能である専用のICカードを利用するものとする。

なお、必要なICカードの数量は別表「各庁舎平面図および設置機器数量表」のとおりとする。

- (3) 庁舎外周部の扉には、侵入異常を感知するセンサーを設置すること。また、金庫には金庫用センサーを設置すること。

- (4) 自動警報装置は停電時においても30分以上のバックアップ機能を有し、また、バッテリーの容量については適宜チェックできる機能を有するものとする。

- (5) 主たる異常感知装置において、異常事態発生感知や映像及び音声の認識が一つの装置で可能であり、異常発生の状況を映像及び音声によって監視センターに送信できる機能を有するものとし、かつ、侵入者に対して異常感知装置が感知及び作動したことを知らしめないよう、監視エリア内の照明が点灯していない状態で映像の確認ができる機能を有するものとする。

ただし、監視先情報保護の観点から、監視センターでは異常の発生がないかぎ

り庁舎内部の状況は一切見聞できない機能及び体制となっていること。

- (6) 計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため異常感知装置は正常な監視を妨げる行為や設置位置を強制的に変更する行為等がなされたことを感知する機能を有し、それが正常な機械警備業務の妨げにならぬよう適時監視センターに通報するものとする。

また、自動通報装置においても、計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため警報装置が接続されている電話回線が使用中であったり外部からの電話を受信している状態にあっても、これらの通話を強制的に遮断し、警報信号を優先して監視センターに送出することができる機能を有するものとする。

- (7) 盗難に関する異常が発生した場合に、それを阻止するための確かつ迅速な措置を講じるため、警備装置類は異常発生場所の識別及び異常発生原因の状況を警備データ及び映像並びに音声にて監視センターへ通報できるものとする。

- (8) 甲が警戒状態への移行操作を忘れた際の監視センターからの警戒状態移行操作を行うため、あるいは警戒状態への移行操作を行うための専用カードを紛失した際等、この不正使用防止のためのデータ変更を速やかに実施するため機械警備システムは双方向データ通信が一本の回線で行える機能を有するものとする。

また、これらを実施した際の記録は監視センターで記録し、甲の要請があった場合は速やかに提出及び報告を行うこととする。

- (9) 庁舎の機械警備システムの警戒および警戒解除箇所は別表「設置機器数量表」に示すとおりとする。恵那合同庁舎及び多治見労働総合庁舎においては各フロアごとに警戒及び警戒解除ができるものとする。

- (10) 警備装置保守のための、庁舎への立ち入りの際は、あらかじめ甲の連絡責任者の許可を受けなければならない。

- (11) 警備装置の設置については、令和7年4月1日の警備開始時間までに設置及び動作確認を終了し、機械警備業務を遂行可能な状態にしておくこと。

本件業務について、現在設置してある機械警備システムとは別の機械警備システムを設置し使用する場合等設置が間に合わない場合は人的警備等他の手段を用いて機械警備と同等の警備を中断なく行うこと。

新設する機械警備システム設置費用及び新設機械警備システム設置終了までの期間における機械警備に代わる警備（人的警備等）の費用については乙の負担とする。

なお、既設機械警備システムについては、令和7年4月1日以降に甲の指示に

において、令和6年度の旧警備受託者にて撤去工事を実施する。

(12) 警備装置は、原則として乙の負担により契約期間経過後速やかに撤去すること。

また、事由の如何を問わず、本契約を終了したときも同様とする。

11 保守点検

乙はその責任において警報機器類の機能について、適宜点検を行うとともに必要に応じて補修又は改善を行うこと。なお、この場合に生じる費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた故障等の場合は、この限りではない。

12 報告

乙は庁舎ごとの警備記録を毎月1回、甲の連絡責任者に提出すること。また、乙は庁舎の異常対処の内容について、その都度、甲の連絡責任者に報告書を提出すること。

なお、警備事故の場合は甲へ遅滞なく事故報告書を提出すること。

また、庁舎ごとに日々の警戒及び警戒解除時間がパソコンで閲覧できるようにシステムを導入すること。

13 鍵の預託

警備上必要な鍵、カード等は甲乙相互に預託するものとし、乙が庁舎の立入点検及び外周点検を行うため、指定職員から業務に必要な庁舎等の鍵の貸与を受ける場合は「鍵受渡証」に必要事項を記載し提出するものとする。

なお、貸与された鍵を紛失又は毀損した場合は、直ちに指定職員に報告を行うとともに事後の保安措置について協議し、その損害賠償の責めを負うものとする。

14 警備プランニング

警備プランニング（以下「プランニング」という。）に当たっては、別表の図面を利用することとするが、詳細部分については、什器等の設置や用途変更などにより現状と差異がある場合を承知すること。

契約締結後の実際の機械配置において支障がある場合には、お互いに変更を求められることができるものとし、それにかかる経費については、協議の上、決定するものとする。

なお、設置工事期間中、警備業務の空白期間を設けることのないように対応することとし、対応の方法についてもプランニングに明記すること。また、営繕工事等が行われている警備対象物件がある場合には、警備装置類の設置工事に当たり工事関係者とも連

絡を密にし、日程調整を行い、業務に支障が生じないように配慮すること。

15 秘密の保持

本業務に携わる者は、業務を遂行する上で知り得た個人情報を含む各種情報について、これを本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

また、本業務が終了した場合も同様とする。

16 費用負担

本業務にかかる一切の費用は、乙が負担することとする。

17 工事等

機械警備機器の設置及び増設並びに修理等の工事を実施する場合は下記によることとする。

- (1) 火災を感知する装置については、消防法に準じて設置することとする。
- (2) 工事施工に当たっては、工事期間中の安全等も含め十分な打合せを行い、工事当日は岐阜労働局指定の監督員立ち会いのもとに施行する。
- (3) 工事に伴う廃材等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準じて乙の責任において処理を行うこと。
- (4) 施工中、既存設備等に損害を与えた場合は、すべて乙の負担において原状に復旧すること。
- (5) 設置工事については閉庁日を基本とするが、開庁日に工事を行う場合には通常業務に影響が出ないよう、甲及び甲の連絡責任者と十分協議し行うものとする。
また、来庁者、職員及び関係者の安全を確実に確保した上で行うことに留意し、万が一事故等が発生した場合には、甲及び甲の連絡責任者に連絡の上、その指示に従うものとする。
- (6) 乙は、甲からの連絡又は乙の点検により警報装置の故障等を発見した場合は、直ちに復旧、修理を行うものとし、業務の履行を中断させないようにしなければならない。なお、この場合に生じる費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた故障等の場合は、この限りではない。
- (7) 委託期間中において甲から警備機器の一時撤去・再設置、増設・移設及び撤去を依頼された場合は直ちに工事等を行うものとする。なお、この場合に生じる費用は、原則、甲の負担とする。ただし、軽微な工事等に対しては、甲と乙が協議

の上、調整するものとする。

- (8) 当該契約の解除等により不用となった警報装置及びこれに付帯する一切の設備は乙が撤去して原状に復するものとし、これに要する費用は乙が負担するものとする。

18 損害賠償

業務遂行中に乙の過失により甲が損害を被った場合、乙は対人賠償、対物賠償各あわせて1事故10億円を限度として賠償の責任を負う。

19 仕様書の取扱い

本仕様書は、「取扱注意」として厳重に保管し、交付を受けた者が一切の責任をもってこれを管理する。

なお、複写、複製等による副本の作成を禁じる。

20 その他

- (1) 警備実施上、疑義又は仕様等に定めのない事項が生じた場合は、その都度甲と乙が協議して取り決めるものとする。
- (2) 乙は庁舎に警備装置を設置するに当たり、庁舎の責任者と十分協議し設置作業を行うこと。また、設置した警備装置の操作方法及び警備内容等に関する説明書を作成し、庁舎職員に周知すること。
- (3) 本契約は、令和7年度期間のみを対象とするものであり、次年度以降の契約締結を保証するものではないので、留意すること。

庁舎機械警備対象設置機器数量表

物件番号	対象物件(所在地)	延面積 (㎡)	システム操作機 (AIXコントローラ)	ICカード	読取センサー インターフェース	カメラ	ISDN回線ユニット	異常ランプ	フラッシュライト	金庫センサー	開閉センサー	開閉センサー	温度変化センサー	熱感知器	煙感知器	熱感知器	増設コミュニケーション シリンダー	シリンダーセンサー	スピーカー(屋内用)	アンテナ	使用回線	
			(カードリーダー等)	(画像センサー)	(画像センサー)	(マグネットセンサー)	(ワイヤレスドアセンサー)	(インフラレッドセンサー)	(差動式)	(定温式)												
1	岐阜労働総合庁舎 (岐阜市五坪1-9-1)	3,236	1	20		13		1		2	35		10						4		アナログ回線 (常時断線監視機能付)	
2	大垣労働基準監督署 (大垣市藤江町1-1-1)	1,067	1	5		7		1		3	7							1	4		アナログ回線 (常時断線監視機能付)	
3	大垣公共職業安定所 (大垣市藤江町1-1-8)	1,826	1	6		8		1		1	19		3						4		ISDN回線 (常時断線監視機能付)	
4	大垣公共職業安定所揖斐出張所 (揖斐郡揖斐川町極楽寺字村前95-1)	606	1	6		3		1		1	18		3	5	6	1			1		アナログ回線 (常時断線監視機能付)	
5	高山労働基準監督署 (高山市花岡町3-6-6)	645	1	12	8	4		1	1	2	15	2	2	8	6	2			3	1	アナログ回線 (常時断線監視機能付)	
6	多治見労働総合庁舎 (多治見市音羽町5-39-1)	監督署3F	544	1	7		4		1	1	2		1						1		アナログ回線	
		安定所1.2F	1,121	1	5		9		1	1	25		3						4		ISDN回線	
7	関労働基準監督署 (関市西本郷通3-1-15)	511	1	11		5		1		1	26		3	9	5	1			2		アナログ回線 (常時断線監視機能付)	
8	関公共職業安定所 (関市西本郷通4-6-10)	586	1	10		6		1		1	12		3	9	6	1			2		アナログ回線 (常時断線監視機能付)	
9	恵那合同庁舎 (恵那市長島町正家1-3-12)	防衛省3F	506	4	5	8		1		3	29		9						4			ISDN回線 (常時断線監視機能付)
		監督署2F	573		5																	
		安定所1F	701		5																	
10	美濃加茂公共職業安定所 (美濃加茂市深田町1-206-9)	545	1	11		6		1		1	14		1	11	4	1			2		アナログ回線 (常時断線監視機能付)	

* 延面積はおおよそのもの

* 設置機器数量表は令和6年度現在(参考)

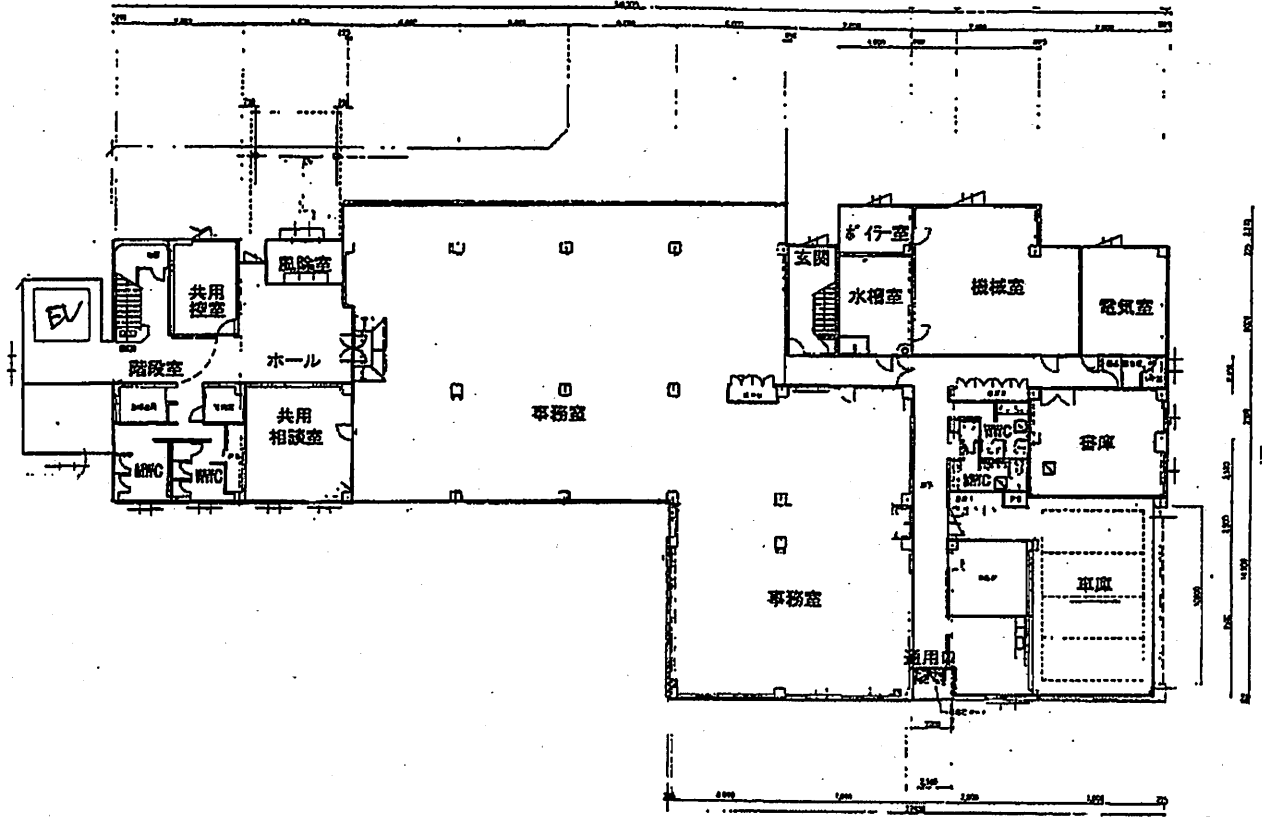
庁舎機械警備対象物件一覧表

物件番号	対象物件(所在地)		連絡先	管理官庁	使用回線
1	岐阜労働総合庁舎 (岐阜市五坪1-9-1)	監督署3F	058-213-3820	○	アナログ回線 (常時断線監視機能付)
		安定所1.2F	058-247-3211		
2	大垣労働基準監督署 (大垣市藤江町1-1-1)	監督署1.2F	0584-78-5184		アナログ回線 (常時断線監視機能付)
3	大垣公共職業安定所 (大垣市藤江町1-1-8)	安定所1.2F	0584-73-8609		ISDN回線 (常時断線監視機能付)
4	大垣公共職業安定所揖斐出張所 (揖斐郡揖斐川町極楽寺字村前95-1)	安定所1.2F	0585-22-0149		アナログ回線 (常時断線監視機能付)
5	高山労働基準監督署 (高山市花岡町3-6-6)	監督署1.2F	0577-32-1180		アナログ回線 (常時断線監視機能付)
6	多治見労働総合庁舎 (多治見市音羽町5-39-1)	監督署3F	0572-22-6381	○	アナログ回線 ISDN回線
		安定所1.2F	0572-22-3381		
7	関労働基準監督署 (関市西本郷通3-1-15)	監督署1.2F	0575-22-3251		アナログ回線 (常時断線監視機能付)
8	関公共職業安定所 (関市西本郷通4-6-10)	安定所1.2F	0575-22-3223		アナログ回線 (常時断線監視機能付)
9	恵那合同庁舎 (恵那市長島町正家1-3-12)	防衛省3F	0573-26-4310	○	ISDN回線 (常時断線監視機能付)
		監督署2F	0573-26-2175		
		安定所1F	0573-26-1341		
10	美濃加茂公共職業安定所 (美濃加茂市深田町1-206-9)	安定所1.2F	0574-25-2178		アナログ回線 (常時断線監視機能付)

緊急時連絡先(岐阜労働局関係施設)

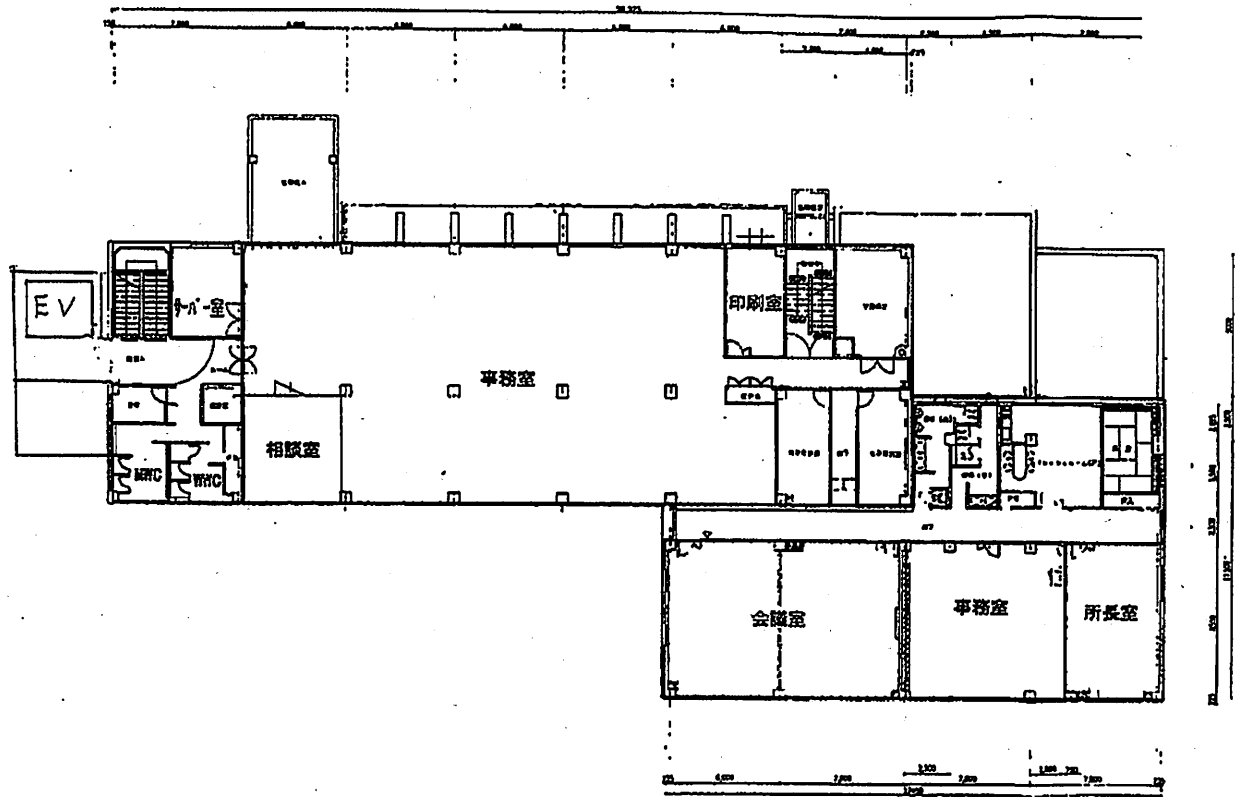
R7.4.1現在

物件番号	対象物件(所在地)		連絡先					
			優先順位1		優先順位2		優先順位3	
1	岐阜労働総合庁舎 (岐阜市五坪1-9-1)	監督署3F						
		安定所1.2F						
2	大垣労働基準監督署 (大垣市藤江町1-1-1)	監督署1.2F						
3	大垣公共職業安定所 (大垣市藤江町1-1-8)	安定所1.2F						
4	大垣公共職業安定所揖斐出張所 (揖斐郡揖斐川町極楽寺字村前95-1)	安定所1.2F						
5	高山労働基準監督署 (高山市花岡町3-6-6)	監督署1.2F						
6	多治見労働総合庁舎 (多治見市音羽町5-39-1)	監督署3F						
		安定所1.2F						
7	関労働基準監督署 (関市西本郷通3-1-15)	監督署1.2F						
8	関公共職業安定所 (関市西本郷通4-6-10)	安定所1.2F						
9	恵那合同庁舎 (恵那市長島町正家1-3-12)	防衛省3F						
		監督署2F						
		安定所1F						
10	美濃加茂公共職業安定所 (美濃加茂市深田町1-206-9)	安定所1.2F						



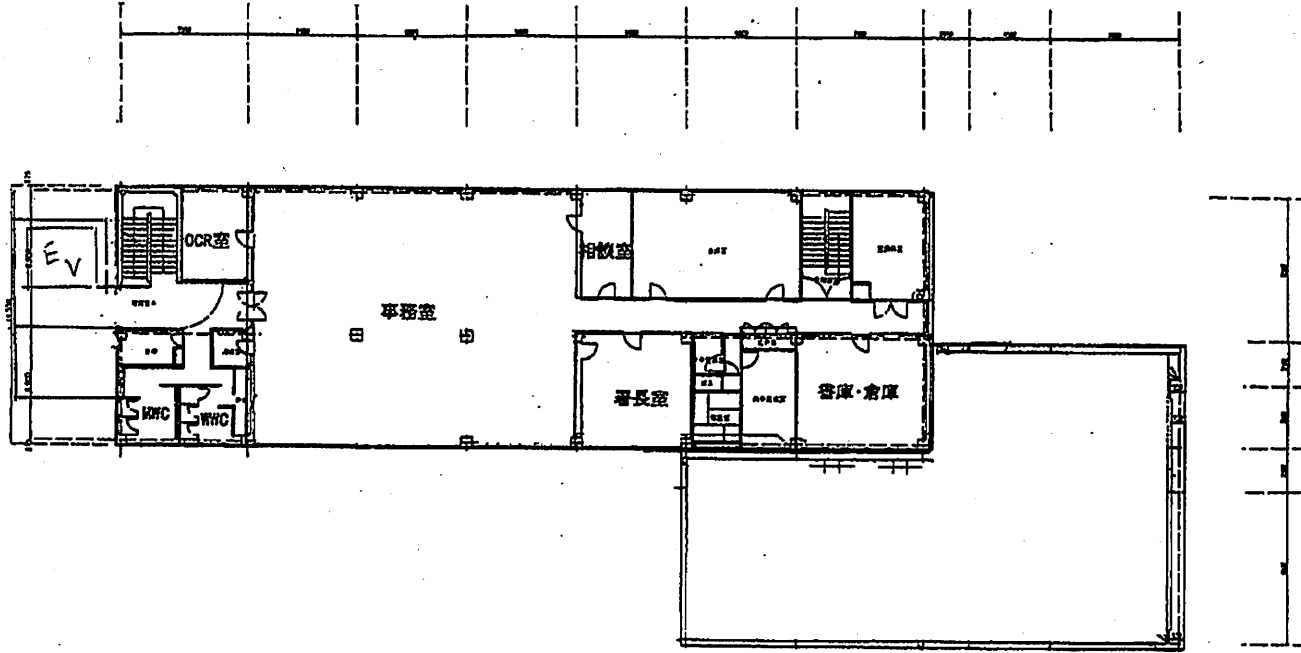
岐阜労働総合庁舎

1F



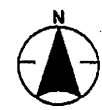
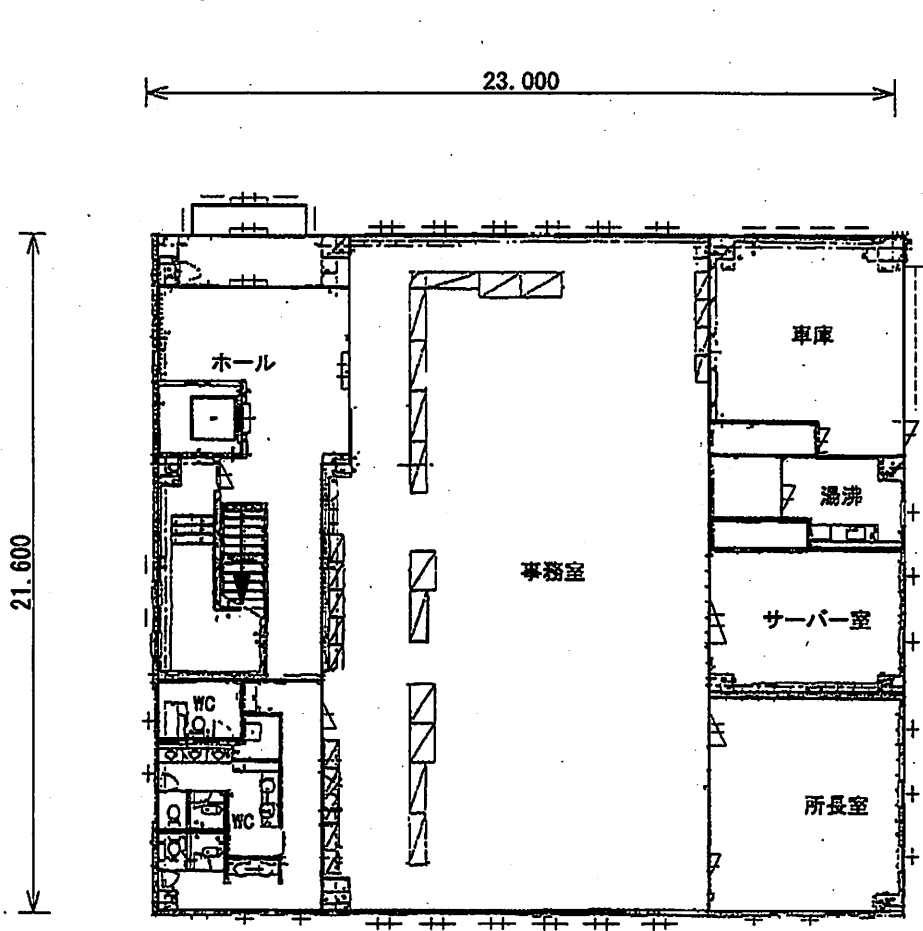
岐阜労働総合庁舎

2F



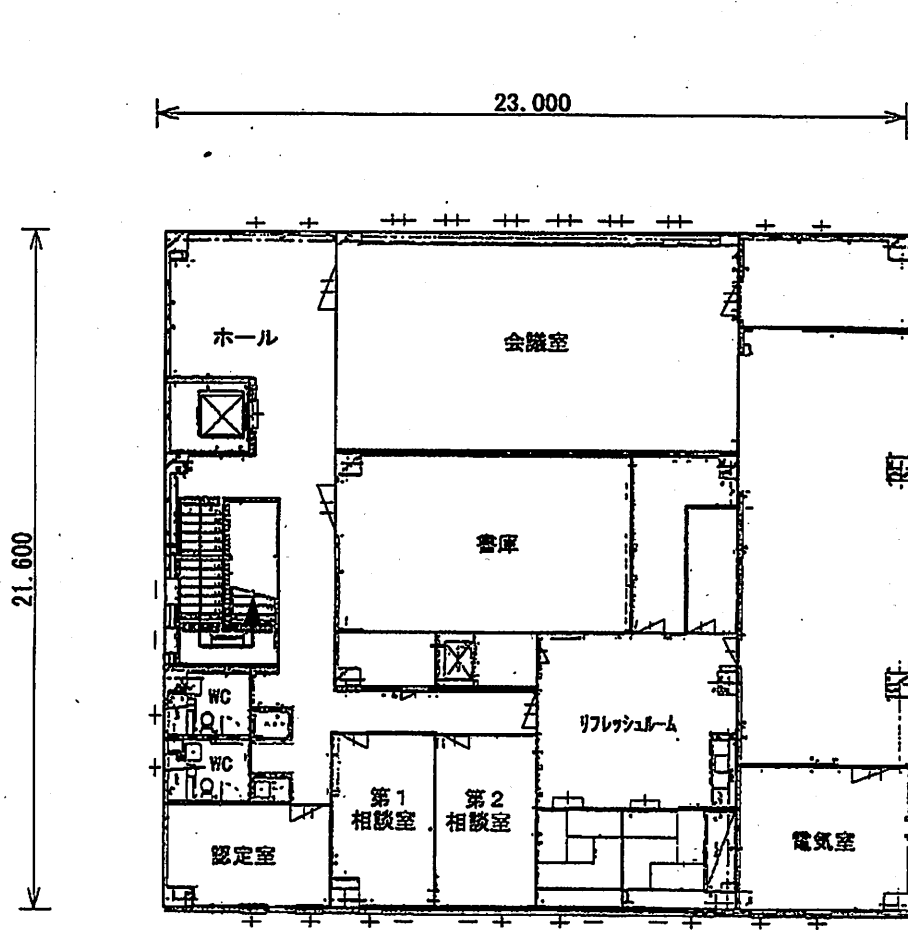
岐阜労働総合庁舎

3F



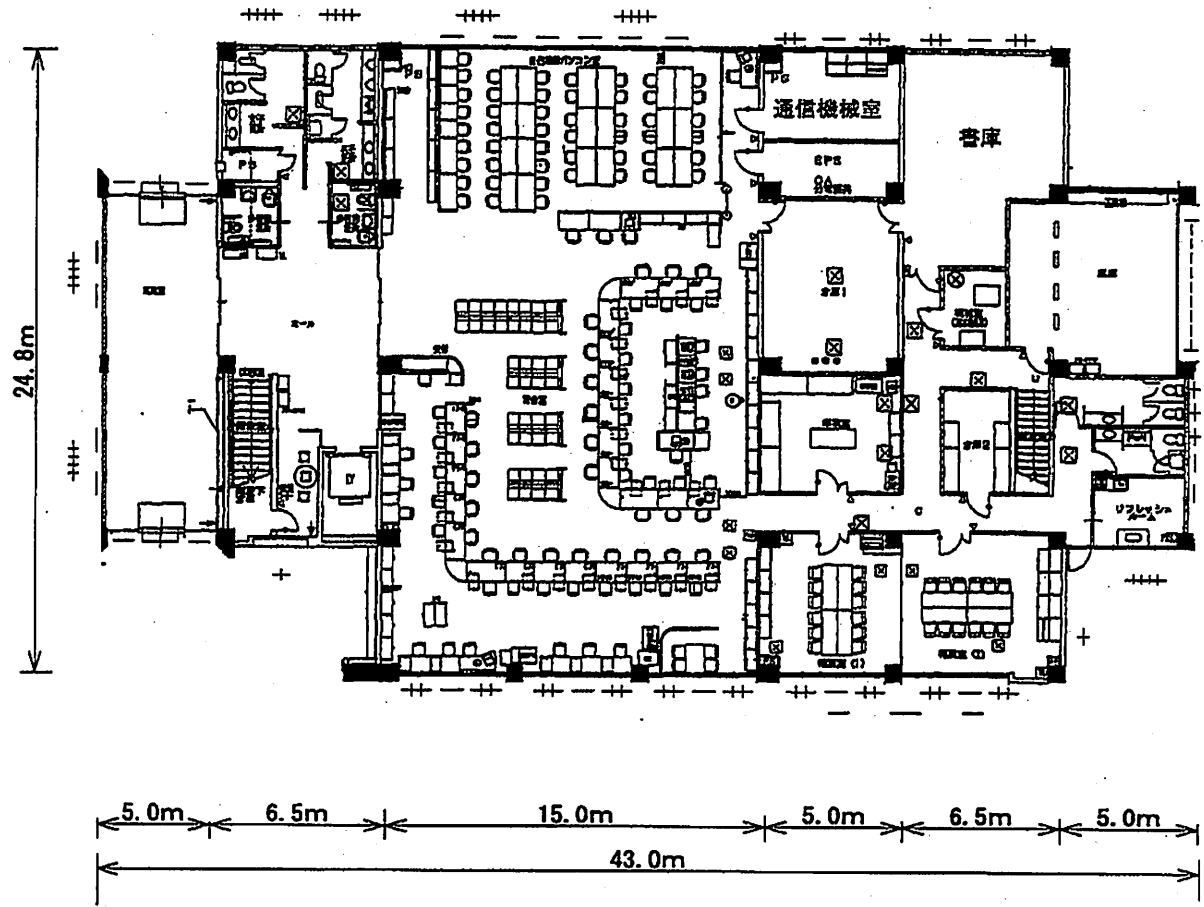
大垣労働基準監督署

1F



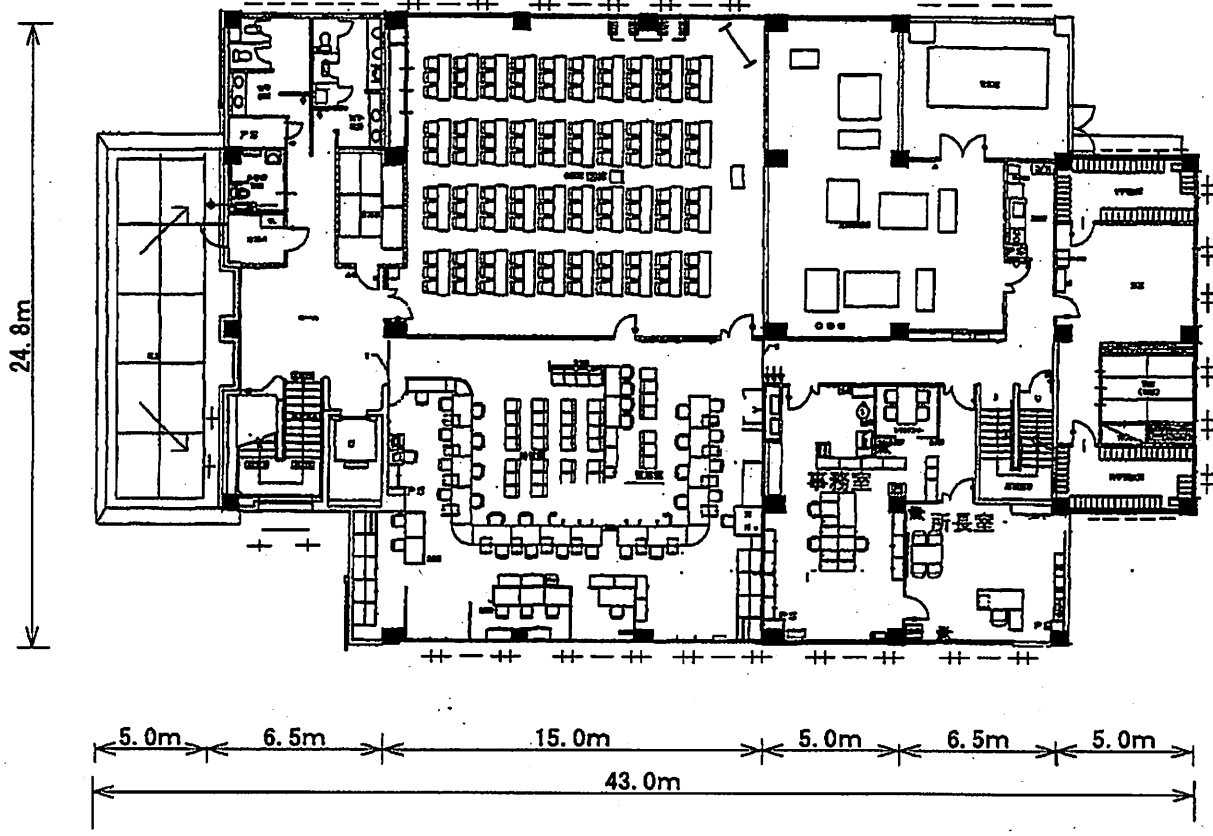
大垣労働基準監督署

2F



大垣職業安定所

1F

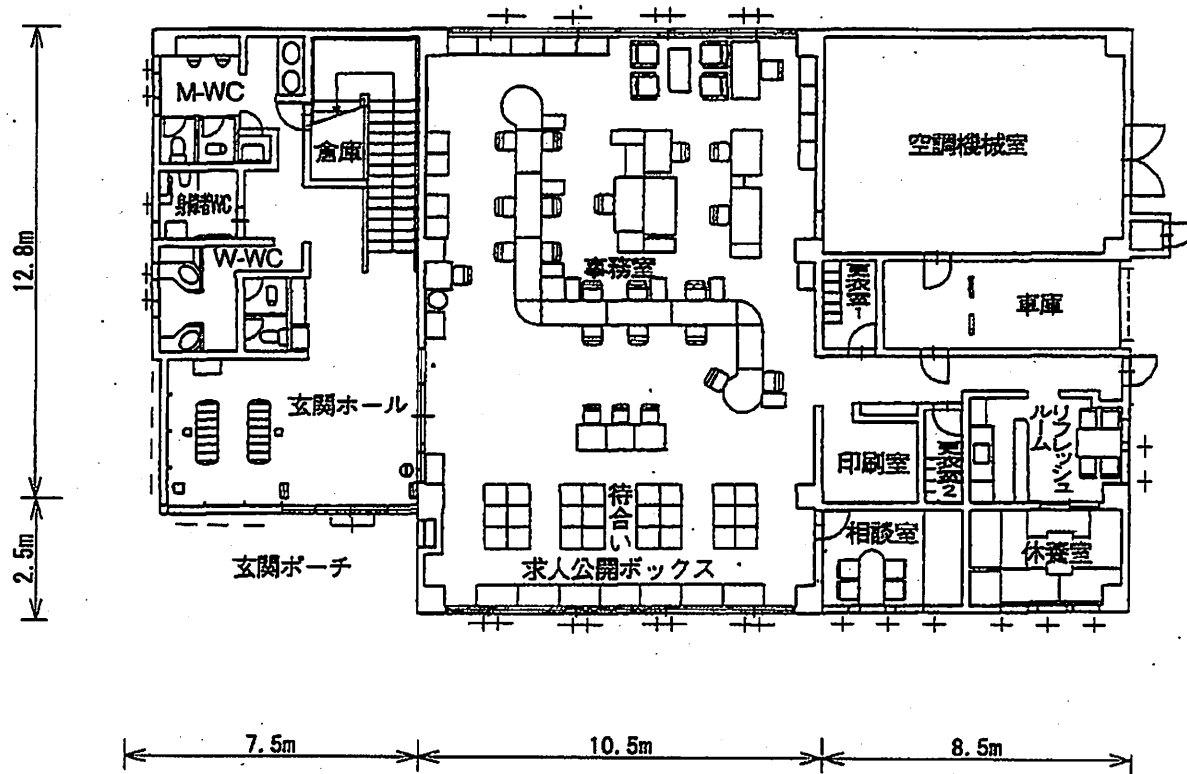


大垣職業安定所

2F



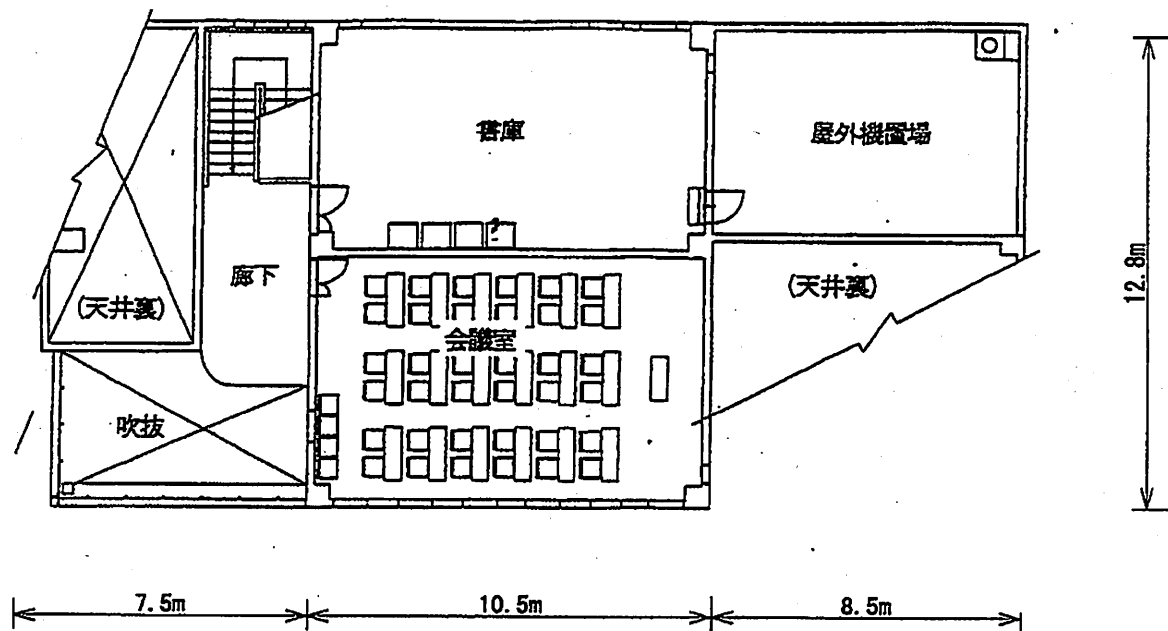
庁舎1階平面図



大垣職業安定所 揖斐出張所

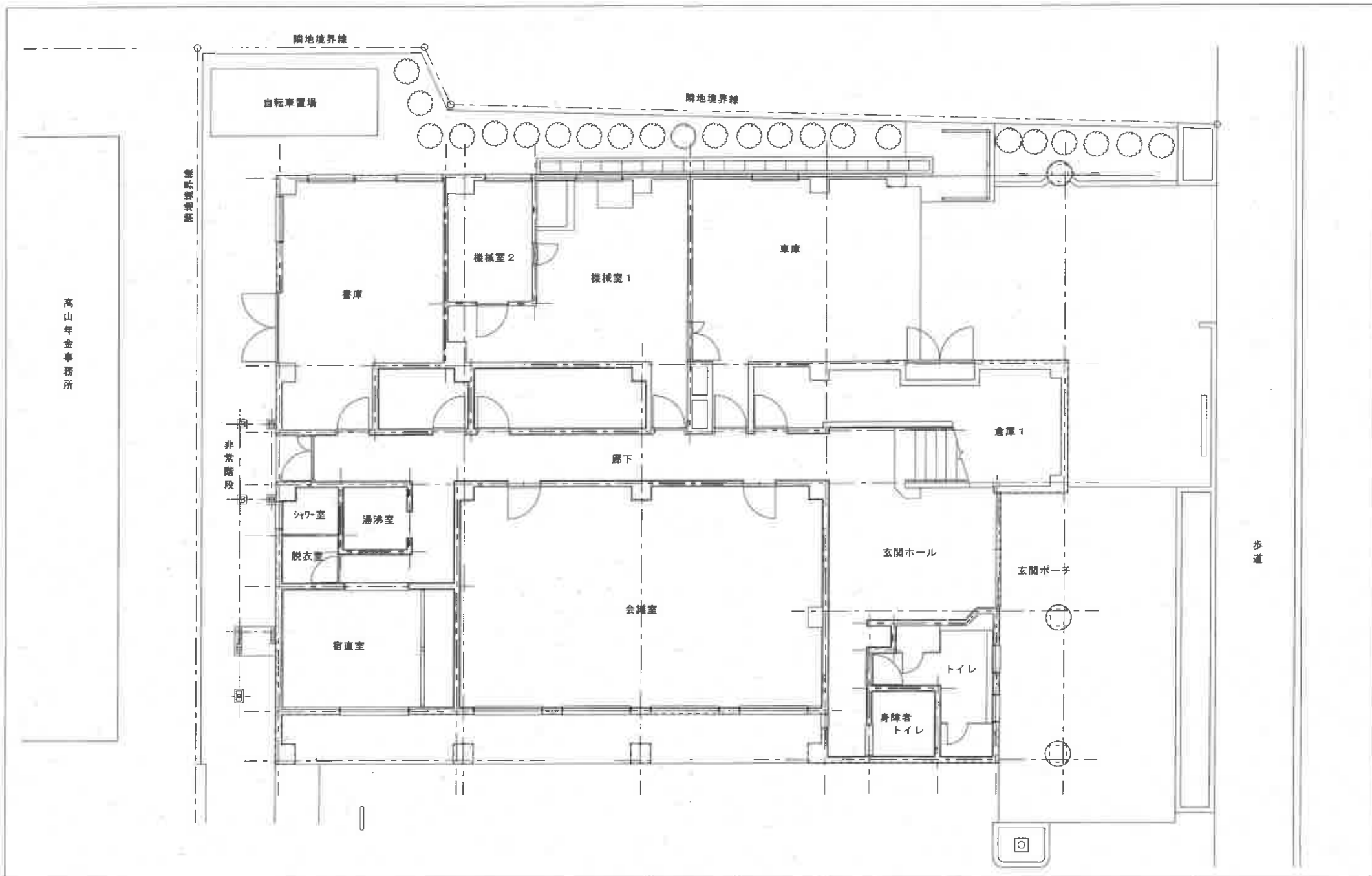
1F

庁舎2階平面図



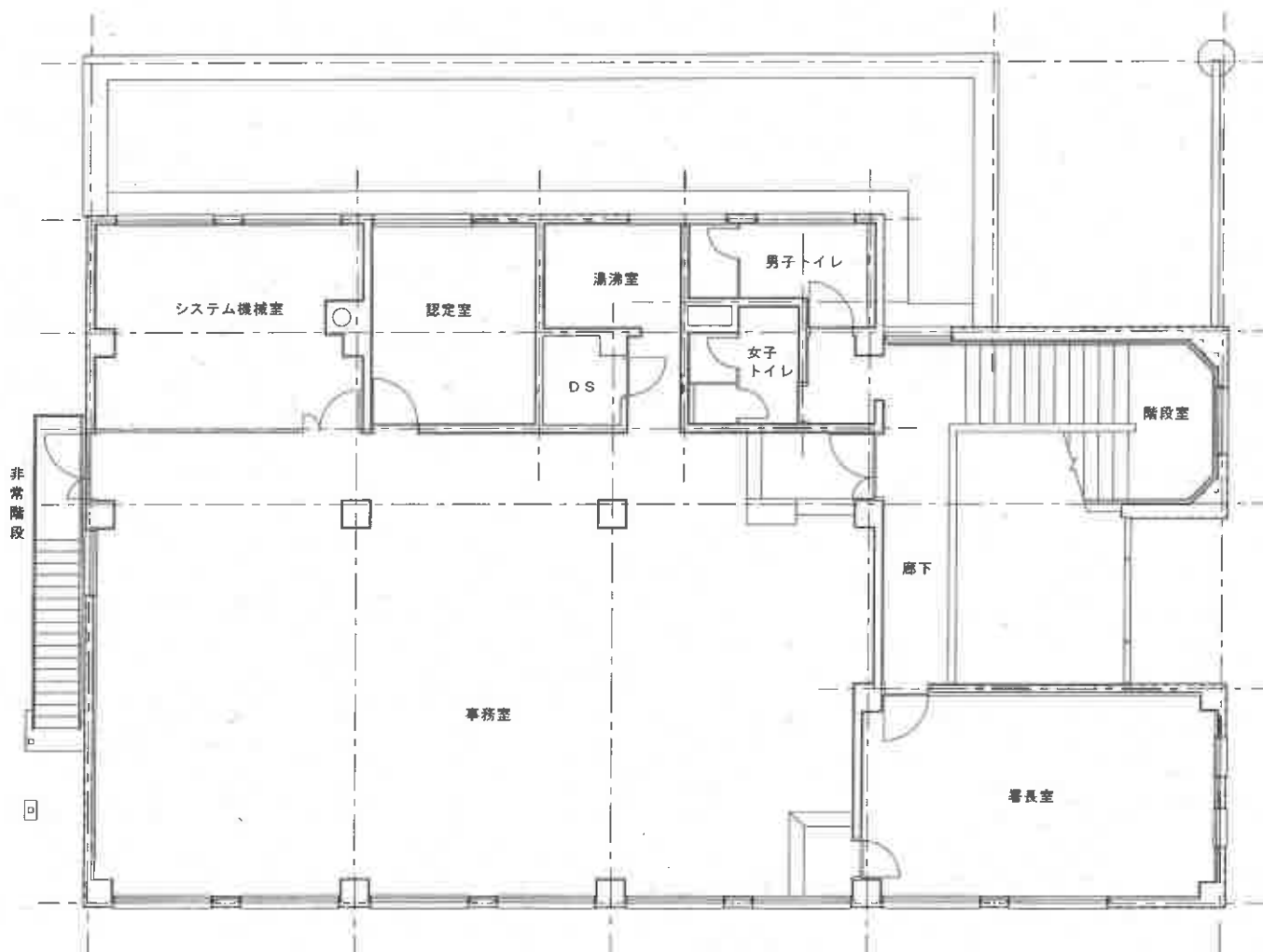
大垣職業安定所 揖斐出張所

2F



	Check	Draw	工事名	高山労働基準監督署非常階段設置工事	DATA NO.
			図面名	配置・1階平面図	Scale 1:100

高山年金事務所



Check

Draw

工事名

高山労働基準監督署非常階段設置工事

DATA NO.

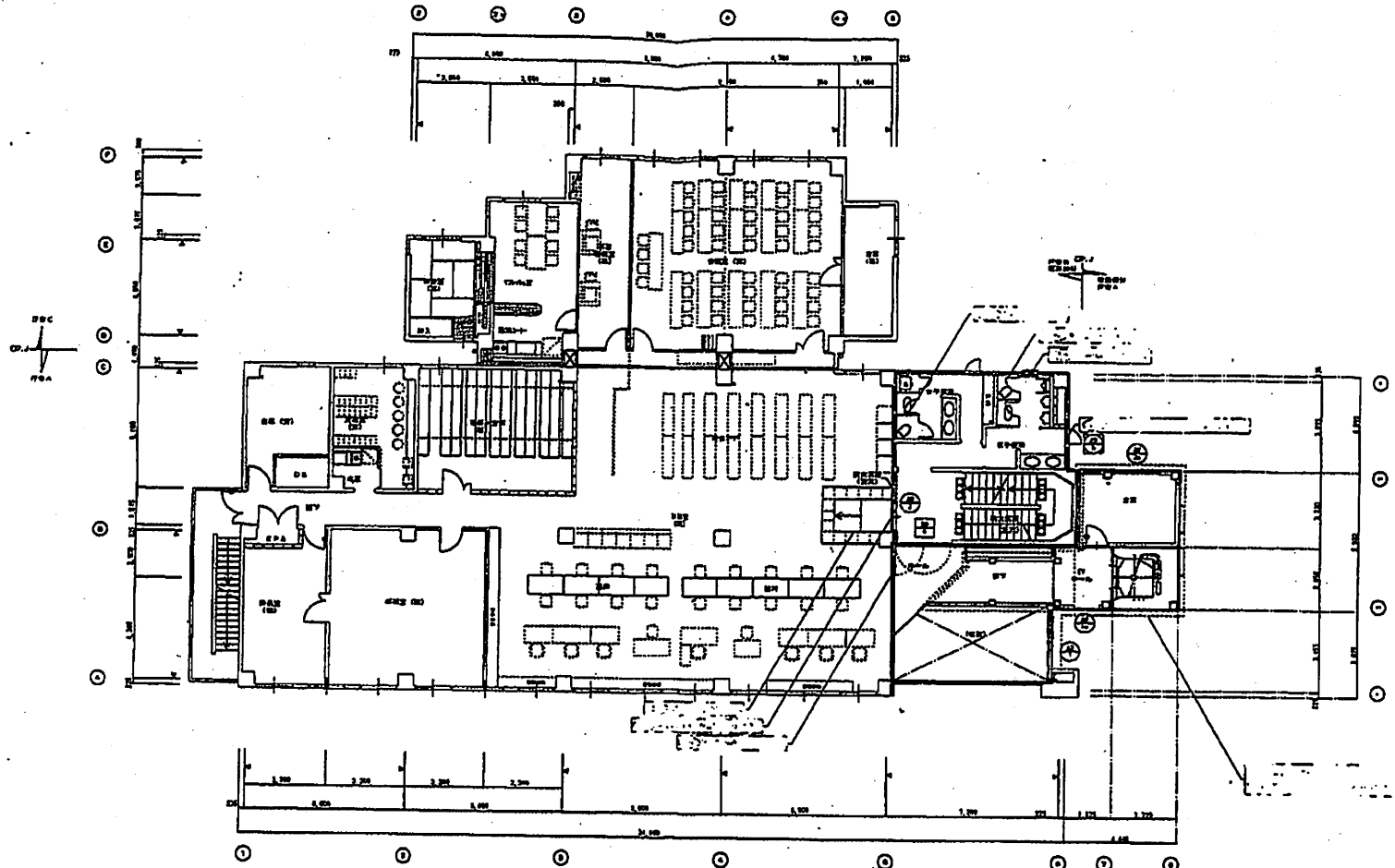
図面名

2階平面図

Scale

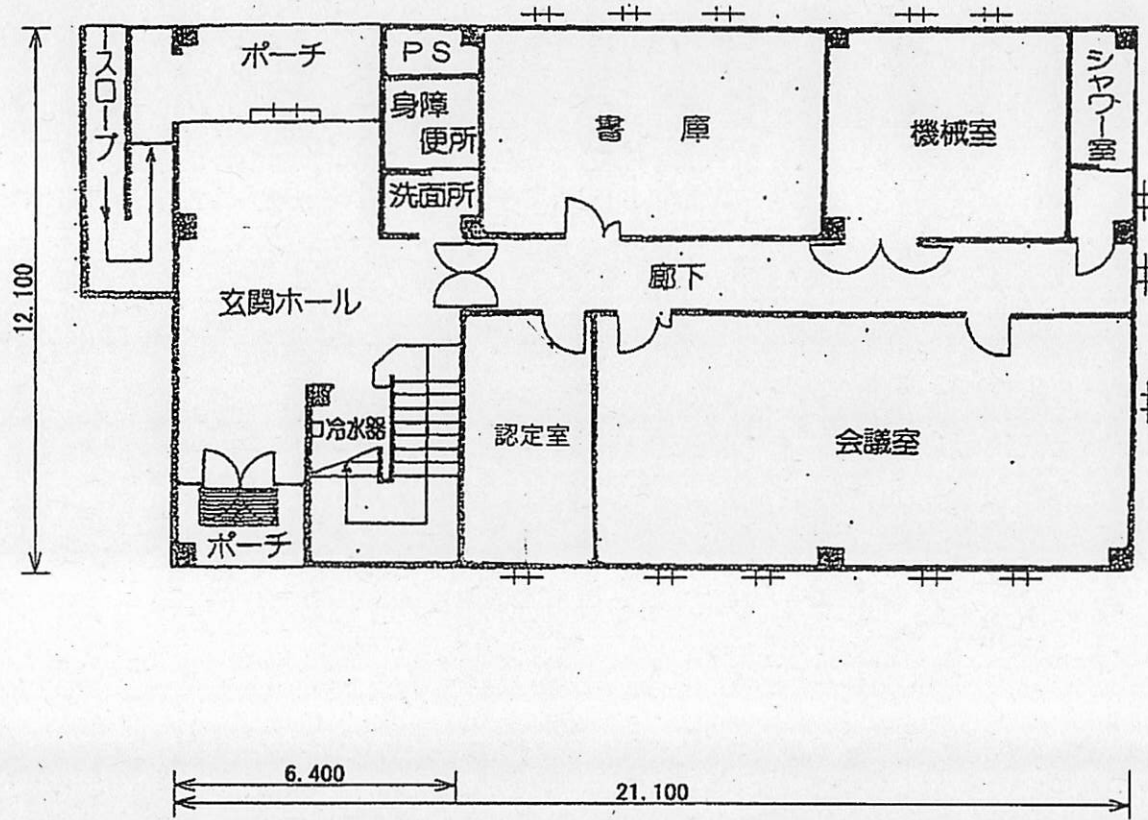
1/100

NO



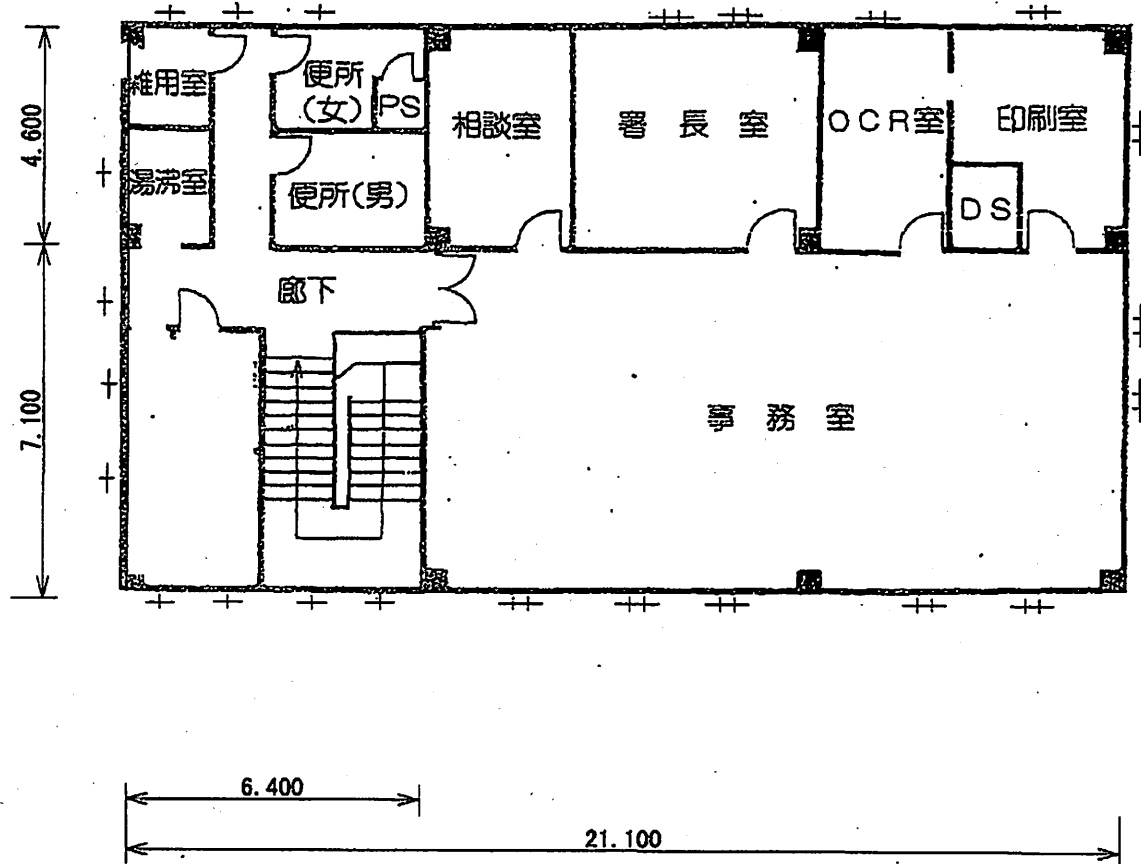
多治見公共職業安定所

▲	ES	エレベーター	ALCO	ALCO	ベランダ
▼	ES	コンクリートドア			バルコニー
▽	ES	ガラス扉			バルコニー
1 1	ガラス扉	ガラス扉 (2重)			バルコニー



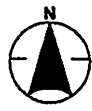
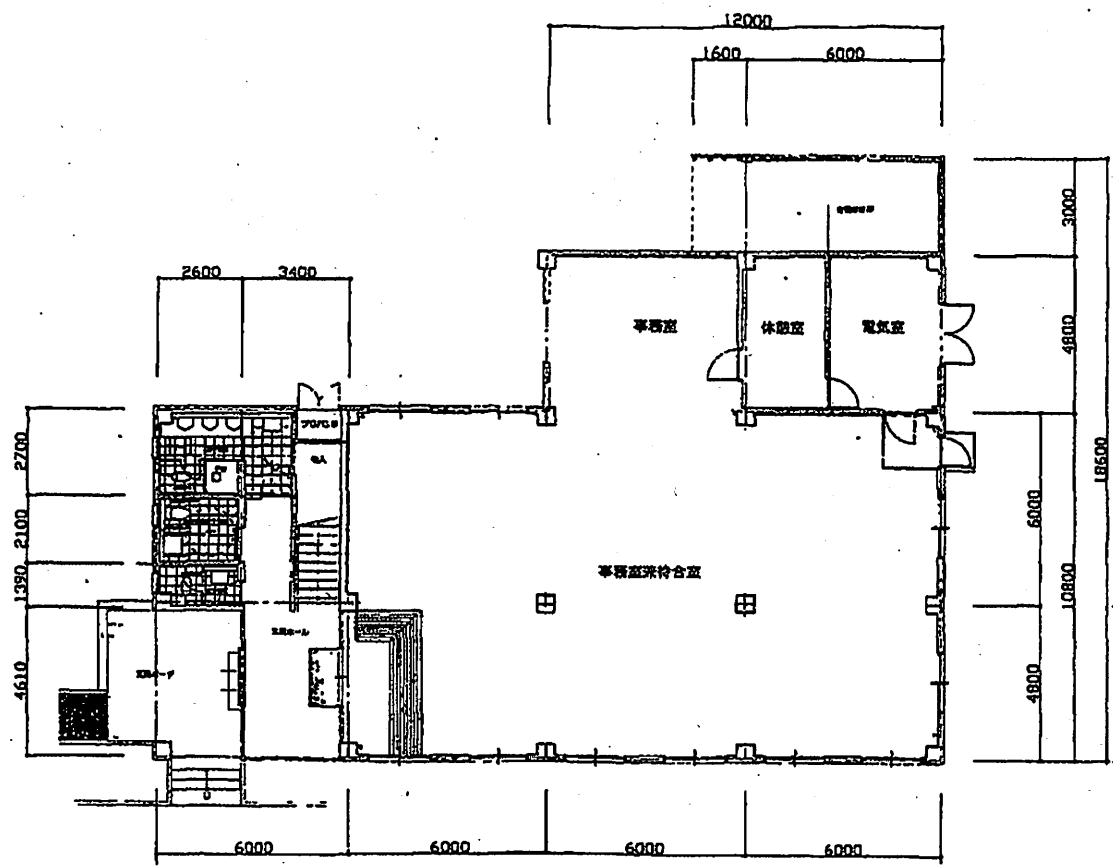
関労働基準監督署

1F



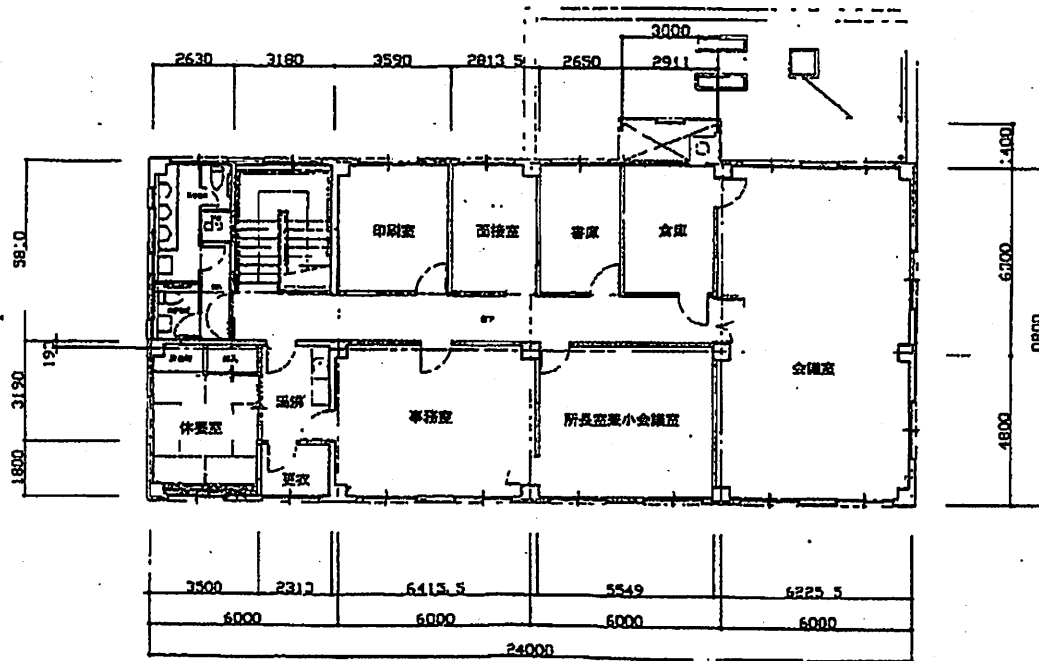
関労働基準監督署

2F



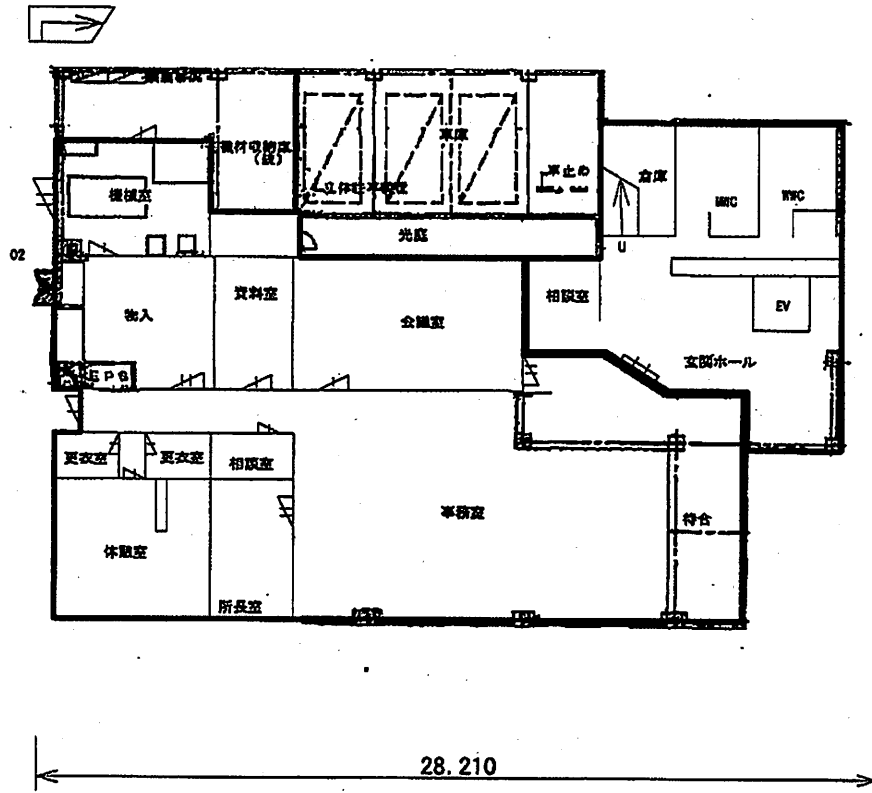
関公共職業安定所

1F



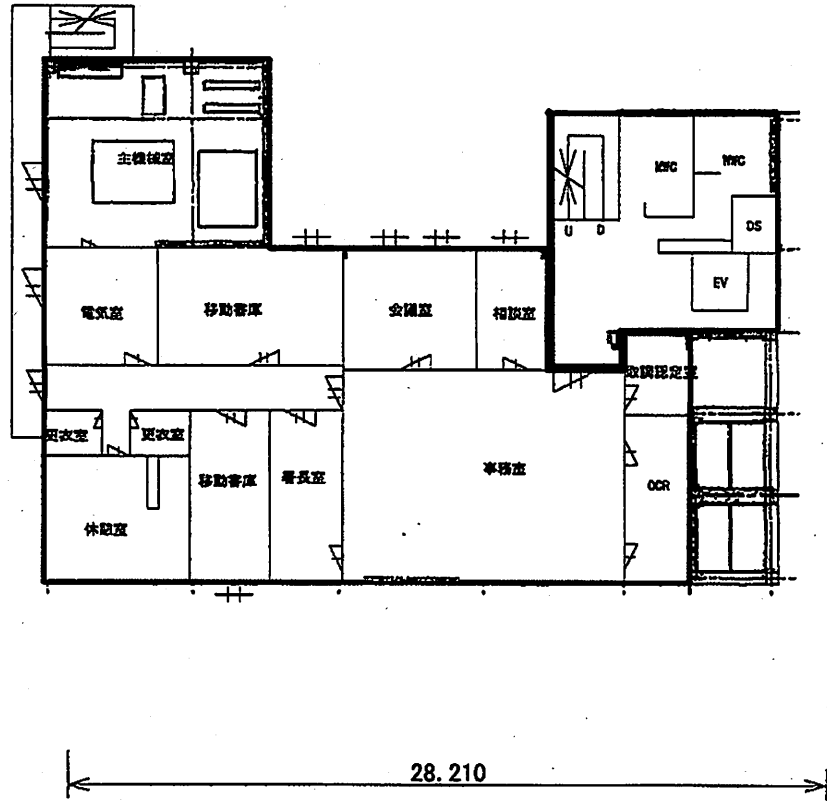
関公共職業安定所

2F



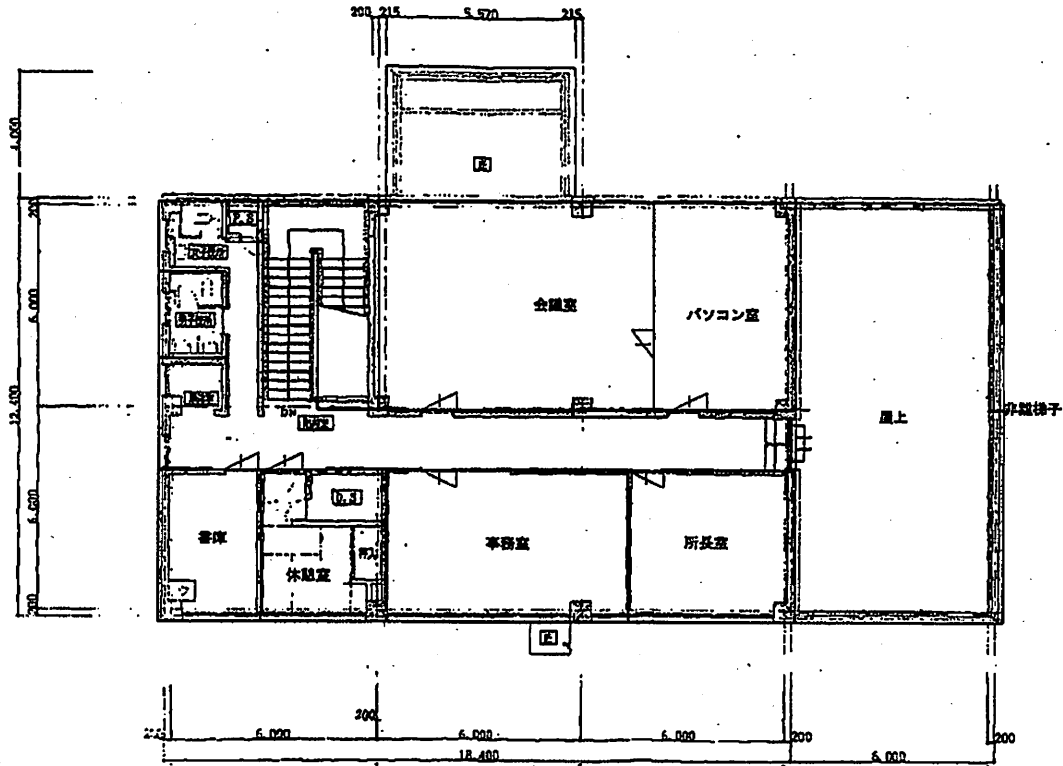
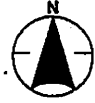
恵那合同庁舎

1F



恵那合同庁舎

2F



美濃加茂公共職業安定所

2F